

災害時等における物資等の供給に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社PLANT(以下「乙」という。)は、出雲市内において、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定する地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、物資等を供給し、住民生活が早期安定に寄与することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において物資等の調達が必要となったときは、乙が保有する物資等の供給を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 前条に掲げる要請は、原則として甲が乙に文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内において、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の費用負担)

第5条 乙が供給する物資等に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 物資等の供給価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(物資等の引き渡し)

第6条 物資等の納品場所は甲が指定するものとし、運搬方法については、甲乙協議により決定するものとする。ただし、甲が運搬するときは、甲が指定するものに行わせることができるものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換、防災訓練の実施、参加及び災害時等における対応策の調査研究に努め、災害の発生に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙からも文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた、同様とする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するも

のとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年4月23日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社PLANT
代表取締役社長 三ツ田 佳史